

承認第3号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出

多可町長 戸田善規

専決第2号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

多可町長 戸田善規

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

平成28年3月31日

条例 第 26 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年多可町条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改正後
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 第7条の規定による改正後の多可町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出</p> <hr/> <p>_____ について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 第7条の規定による改正後の多可町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合</p> <hr/> <p>_____ については、なお従前の例による。</p>